

契約監視会議（第三期）の活動実績について

1 はじめに

政府は、随意契約の適正化を一層推進するため、平成19年11月2日に開催された公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議において、「全ての府省において」「工事以外の、物品・役務等を対象とし、入札契約のみならず随意契約を対象とすることにより」「全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置する」ことを申し合わせました。

これを受けて、法務省では、平成19年11月以降、法務本省等契約監視会議、法務局契約監視会議、検察庁等契約監視会議及び矯正官署契約監視会議の4つの契約監視会議を設置し、契約の一層の適正化及び透明化を図ってまいりました。

各契約監視会議の審議の概要については、開催の都度、公表しておりますが、平成25年12月をもって第三期の委員の任期が満了するに当たり、第三期の活動実績を取りまとめましたので、公表します。

2 各契約監視会議の概要

名称	対象機関	委員	任期	設置根拠
法務本省等契約監視会議	法務本省 法務総合研究所 公安審査委員会 公安調査庁	野村 豊弘 学習院大学教授 前田 雅英 首都大学東京 法科大学院教授 柿原理一郎 フジテレビジョン報道局 解説委員	(平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日)	法務省 大臣官房 会計課長決定
法務局契約監視会議	法務局 地方法務局	遠藤 忠宏 公認会計士 河上 正二 東京大学教授 安田 聖 一橋大学名誉教授	(平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日)	
検察庁等契約監視会議	最高検察庁 最高検察庁 地方検察庁 地方更生保護委員会 入国者収容所 地方入国管理局	椎橋 隆幸 中央大学法科大学院 教授 大曾根 匡 専修大学教授 宮園 久栄 東洋学園大学教授	(平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日)	
矯正官署契約監視会議	矯正管区 矯正研修所 刑務所 少年刑務所 拘置所 少年院 少年鑑別所 婦人補導院	八木澤壯一 東京電機大学 名誉教授 関沢 紘一 米海軍在日統合法務 局国際法首席顧問 青木 聖子 実践女子短期大学 非常勤講師	(平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日) (平成24年1月1日～平成25年12月31日)	

3 各契約監視会議の審議状況

区分	開催日	審議の対象となった契約の件数			
		一般競争契約	随意契約	計	重点検討契約
法務本省等	(第11回) 平成24年7月2日	209件	44件	253件	9件
	(第12回) 平成24年10月31日	236件	289件	525件	26件
	(第13回) 平成25年6月18日	219件	35件	254件	8件
	(第14回) 平成25年11月20日	214件	247件	461件	7件
	計	878件	615件	1,493件	50件
法務局	(第11回) 平成24年7月6日	423件	69件	492件	61件
	(第12回) 平成24年11月30日	560件	367件	927件	327件
	(第13回) 平成25年7月1日	349件	36件	385件	110件
	(第14回) 平成25年11月26日	565件	299件	864件	226件
	計	1,897件	771件	2,668件	724件
検察庁等	(第11回) 平成24年6月18日	338件	18件	356件	8件
	(第12回) 平成24年11月6日	608件	465件	1,073件	8件
	(第13回) 平成25年6月12日	248件	23件	271件	10件
	(第14回) 平成25年11月18日	671件	442件	1,113件	10件
	計	1,865件	948件	2,813件	36件
矯正官署	(第11回) 平成24年6月25日	1,065件	7件	1,072件	8件
	(第12回) 平成24年11月6日	1,502件	224件	1,726件	8件
	(第13回) 平成25年7月2日	1,015件	5件	1,020件	10件
	(第14回) 平成25年11月12日	1,641件	224件	1,865件	10件
	計	5,223件	460件	5,683件	36件
合 計		9,863件	2,794件	12,657件	846件

(注)「重点検討契約」とは、審議の対象となった契約の中から、会議当日中心的に検討を行うものとして、各委員があらかじめ選定した契約をいう。

4 各契約監視会議の意見とその対応状況

別表「契約監視会議の意見とその対応状況（第三期）」のとおり

5 終わりに

各契約監視会議の上記の活動の結果、法務省全体としての随意契約及び一者応札（一般競争入札のうち応札者が一者のみのものをいいます。）の件数は、次のとおりいずれも減少しており、着実にその成果が表れてきております。

区分	平成20年度	平成24年度	対20年度削減比
随意契約	2,154件	1,444件	△33.0%
一者応札	1,338件	801件	△40.1%

また、共同調達の取組に関しましては、各対象機関において、合同庁舎単位、近隣官署単位又は地方ブロック単位により同取組を推進しているところ です。

法務省といたしましては、引き続き、契約監視会議で提出された意見に適時・適切に対応し、より一層の契約の適正化及び透明化に努めてまいります。

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
1	法 務 局 契 約 監 視 会 議	第11回	○登記情報システムの機器移設作業に係る契約については、作業の実施に関する諸条件によっては、法務局の業務に支障を来さないように、安全・確実に作業を実施できる者との随意契約とすることは、やむを得ないものと考えますが、事前作業期間や調達期間等を十分に確保できる契約については、競争性のある入札の実施を検討すること。	○法務局に対し、事前作業期間や調達期間等を十分に確保できる契約については、競争性のある入札の実施を検討するよう周知した。
2			○土地閉鎖登記簿電子化作業請負契約については、平成20年度から実施されているが、予定価格の積算方法については、過去の実績や直近の他局の実績を反映させており、一定程度の見直しが行われている。 したがって、当該契約については、今後も、各法務局はその入札状況について、引き続き情報交換等を行い、市場動向等を踏まえて適切に予定価格を積算していくこと。	○予定価格の設定に当たっては、過去の実績や直近の他の法務局の実績を反映するなど積算方法の更なる見直しを実施してきており、予定価格における1筆当たりの単価は平成23年度において約51%低減(対20年度比)し、落札価格においても約38%低減(対20年度比)している。今後も、引き続き、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を積算するよう法務局に周知した。
3			○自動消印機購入契約及び複合認証機購入契約については、自動消印機及び複合認証機は、現在のところ、製造メーカーが特定されているため、仕様を満たす機器は、当該商品のみであり、競争性を確保することが難しいと考えられるが、販売業者は複数存在していることから、各法務局は、その入札状況について、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえて販売業者に入札情報をより積極的に周知するなどして、より適正な予定価格を積算していくこと。	○法務局に対し、各局の契約実績を調査した結果を情報提供するとともに、今後も、引き続き、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を積算するよう周知した。
4		第12回	○コピー用紙の購入契約については、平成20年度以降の契約状況と比べて、各法務局において、共同調達を拡大するなど、契約単価を引き下げよう取り組んできた、その努力の成果として、いずれの法務局も契約単価が下がってきており、さらに、法務局間の価格差も解消されており、かなり改善されていることが認められる。 引き続き、今後も法務局間における契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を上回る単価となっているものについて、適切な対応を行うこと。	○各法務局のコピー用紙の契約単価を調査して、その結果を法務局に配布し、契約単価を引き下げの方策を検討するよう周知した。その結果、平成24年度の契約単価については、次のとおり一定程度低減させることができた。 ※A4用紙における平均単価比較 1,739円(20年度)→1,204円(24年度) △535円 A4用紙における価格幅(最高値と最安値の価格差) 735円(20年度)→ 345円(24年度) △390円 引き続き、今後も法務局間における契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を上回る単価となっているものについて、適切な対応を行うよう周知した。

No.	区 分	回 数	意 見 等	対 応 状 況
5			<p>○地図情報システムへのデータ編集作業請負契約については、平成20年度の契約状況と比べて、契約の一括化による少額随意契約の減少、新規業者の入札参加が認められ、一定程度の見直しが図られているものの、まだ、契約の分割ではないかと見られるような少額随意契約も認められる。</p> <p>したがって、契約の透明性や公平性を確保する観点から、少額随意契約を行っている法務局においては、契約単位の取りまとめや契約時期の見直しなどの所要の是正を行い、競争入札に付するよう努力すること。</p> <p>また、今後も、各法務局は、契約状況とその内容などの分析を更に進め、新規の事業者が参入しやすい環境作りに配慮すること。</p>	<p>○全国の法務局の契約状況を確認した結果、次のとおり、一定の改善が認められた。</p> <p>① 競争入札件数が増え、随意契約件数が減少しており、契約単位を取りまとめることにより、一般競争契約への移行が図られている。</p> <p>② 平成21年度以降は、新規参入事業者が落札している。</p> <p>引き続き、契約単位の取りまとめや契約時期の見直しなどの所要の是正を行い、競争入札に付するよう、また、各法務局は、契約状況とその内容などの分析を更に進め、入札情報のPRの拡大、履行期間の確保等、新規の事業者が参入しやすい環境作りに配慮するよう周知した。</p>
6			<p>○消防用設備保守等点検業務委託契約については、各法務局は、複数の業者から見積書等を徴収するなど、市場価格の動向等を踏まえた上で、過去の落札率、落札金額等を考慮して、より適正な予定価格を積算していくこと。</p> <p>消防用設備は、災害発生時に使用できなければ意味がないことから、危機管理の意識を持って履行確認を行うこと。</p>	<p>○法務局に対し、各局の契約実績を調査した結果を情報提供するとともに、今後も、引き続き、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を積算するよう、また、引き続き、危機管理の意識を持って適正に履行確認を行うよう周知した。</p>
7		第13回	<p>○LED蛍光管購入契約については、各法務局は、入札状況の情報交換等により、法務局間における契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を踏まえた上で、適切に予定価格を積算していくこと。</p>	<p>○法務局に対し、各局の契約実績を調査した結果を情報提供するとともに、今後も、引き続き、情報交換等を行い、市場動向等を踏まえ、適切に予定価格を積算するよう周知した。</p>
8			<p>○庁舎解体工事請負契約については、各法務局は、複数の業者から見積書等を徴収するなど、市場価格の動向等を踏まえた上で、過去の落札率、落札金額等を考慮して、より適正な予定価格を積算していくこと。</p> <p>なお、産業廃棄物等の処分については、予定価格の積算手続において考慮すべき事項及び廃棄物の処分に関し環境などに配慮すること等十分に留意すること。</p>	<p>○法務局に対し、今後、複数の業者から見積書等を徴収するなど、市場価格の動向等を踏まえた上で、過去の落札率、落札金額等を考慮して、より適正かつ合理的な予定価格を積算していくこと、また、産業廃棄物等の処分については、予定価格の積算手続において考慮すべき事項及び廃棄物の処分に関し環境などに配慮すること等十分に留意し、適正に履行確認を行うよう周知した。</p>

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
9		第14回	○登記情報システムの機器移設作業に係る契約については、作業の実施に関する諸条件によっては、法務局の業務に支障を来さないように、安全・確実に作業を実施できる者との随意契約とすることは、やむを得ないものとするが、今後、一般競争入札の実施に向けて調達に係わる諸条件を十分に検討して、競争入札ができるように努力すること。 また、やむを得ず随意契約とする場合には、適正な予定価格を設定すること。	○法務局に対し、本会議における委員の意見等を周知するとともに、今後、一般競争入札の実施に向けて調達に係わる諸条件について改めて検討していくこととした。
10			○消防用設備保守点検業務委託契約については、各法務局は、複数の業者から見積書等を徴取するなど、市場価格の動向等を踏まえた上で、過去の落札率、落札金額等を考慮して、より適正な予定価格を積算していくこと。	○法務局に対し、今後、複数の業者から見積書等を徴取するなど、市場価格の動向等を踏まえた上で、過去の落札率、落札金額等を考慮して、より適正かつ合理的な予定価格を積算していくよう再度周知した。
11			○コピー用紙の購入契約については、平成24年度と比較し、より平均単価が下がっており、かつ、各法務局間の金額差も縮まっていることから、全体として、更に改善されていることが認められた。 引き続き、今後も、法務局間における契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を上回る単価となっているものについて、適切な対応を行うこと。	○各法務局のコピー用紙の契約単価を調査して、その結果を法務局に配布し、契約単価を引き下げの方策を検討するよう指示した。その結果、平成25年度の契約単価については、次のとおり一定程度低減させることができた。 ※A4用紙における平均単価比較 1,204円(24年度)→1,082円(25年度) △122円 A4用紙における価格幅(最高値と最安値の価格差) 345円(24年度)→274円(25年度) △71円 引き続き、今後も法務局間における契約単価の相違について原因分析を行い、平均値を上回る単価となっているものについて、適切な対応を行うよう周知した。
12			○電気供給契約については、今後は、電気事業の自由化の進展により、競争性が高まっていくことも考えられるので、電気供給事情を踏まえて、複数庁舎の一括契約等の採用を促進して、適正な契約方法を検討していくこと。	○法務局に対し、今後の電気供給契約について、電気供給事情を踏まえて、複数庁舎の一括契約等の採用を促進する等、適正な契約方法を検討していくよう周知した。
13	検 察 庁 等 契 約 監 視 会 議	第13回	○プリンタの購入契約における1円入札を防止するための方策について、今後検討すること。	○プリンタの調達については、保守料等のランニングコストを含めて入札を実施する予定である。

No.	区 分	回数	意 見 等	対 応 状 況
14	矯正官署 契約監視会議	第11回	○汎用的な物品等の調達について、共同調達が浸透し、スケールメリットによる契約価格の低減効果が認められる。今後は、入札結果の検証、参加施設間の協議等を継続的に行い、スケールメリットだけでなく、事務手続の改善等多くの観点から共同調達の拡大に向けた検討を重ねていくこと。	○矯正官署に対し、共同調達に係る予定価格の算定は、数量、規格(同等品を含む。)を詳細に検討した上、市場価格、前回の落札価格、取引の実例価格等について、十分な調査を行うことに加え、数量の増加に伴うスケールメリット効果及び配送コスト等も考慮するよう指導した。
15		第12回	○これまでの審議の中で、契約の競争性の確保については、ある程度効果が出てきたと思われる。今後は、契約の質を高めるための方策を検討していくこと。 また、今後は各官署の契約を個々に審議するだけでなく、複数の官署で締結している同種の契約を併せて審議し、それぞれの予定価格の積算方法、仕様書の内容、入札状況等を比較・検証していくことを検討すること。	○矯正官署に対し、毎年継続して締結している庁舎維持管理等の業務請負契約については、経済性、効率性及び有効性の観点から、社会経済情勢の変化を踏まえ、仕様を見直すとともに、予定価格を必ず見直すよう指導した。